

高压電力エージェント 利用約款

第1条（目的）

高压電力エージェント利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社パートナーリンク（以下「当社」という）が提供する「高压電力エージェント」サービス（以下「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。需要家（以下「利用者」という）は、本約款に同意のうえ本サービスを利用（以下「利用契約」といいます。）するものとします。

第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、当社が利用者から電力使用量明細を取得し、取得した電力使用量明細をもとに利用者に代わり電力会社に対し見積依頼その他当社が必要と判断する業務（以下「見積依頼業務」といいます。）を行うことで、利用者に最適な電力供給契約の締結をサポートすることを目的とします。
2. 電力会社との電力供給契約（名称の如何を問わず、電力供給事業者から利用者に電力を供給するにあたり締結する契約を指します。）の締結にあたっての交渉は、本サービスの内容に含まれません。
3. 当社は電力の供給そのものを行うものではなく、供給責任を一切負いません。

第3条（利用者の義務）

1. 利用者は、本サービス利用にあたり以下の情報を当社に提供するものとします。
①過去12か月分の電力使用量明細
②前号のほか、見積取得に必要な利用者に関する情報
2. 利用者は、本約款に同意したうえで、当社に電力会社より見積を取得することを委任すること及び当社が別途指定する電力会社に電力使用量明細を開示することに同意するものとします。

第4条（手数料）

1. 利用者は、当社に提出した電力使用量明細から算出される年間電気料金（契約締結後12ヶ月の間に請求が想定される電気料金の総額をいい、以下同じとします。）から当社の見積依頼業務により算出された年間電気料金の総額を減じた差額に、当社が利用者ごとに別途定める料率（1～3%の範囲内とします。）を乗じた金額（消費税相当額（税率10%）別途）を手数料として当社に支払うものとします。
2. 利用者は、前項の手数料を、請求書発行日から30日以内に当社が別途指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。

第5条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、利用者の事前の承諾、又は利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

第6条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下各号に定める行為を行ってはならないものとし

ます。

- ①当社の書面又は電磁的方法による同意なく、電力会社（電力会社の役員または従業員を含みます。）と直接接触又は交渉して見積を取得しようとする行為
- ②当社又は第三者の著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。
- ③当社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。
- ④当社又は第三者を差別・誹謗中傷し、若しくはその名誉・信用を毀損する行為。
- ⑤関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥犯罪行為、又はそれを誘発・扇動する行為。
- ⑦本サービスにより利用しうる情報を改ざん、又は消去する行為。
- ⑧本サービスの申込・利用に当たって虚偽の事項を記載・申告等する行為。
- ⑨第三者になりますして本サービスを利用する行為。
- ⑩ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、又は第三者が受信若しくは受信可能な状態におく行為。
- ⑪猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- ⑫無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑬連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に違反する行為。
- ⑭売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- ⑮当社若しくは第三者の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
- ⑯本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
- ⑰前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ⑱その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適当・不適切と認める行為。

第 7 条（権利譲渡の禁止）

利用者は、本サービスの利用に関する権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、引受させ若しくは、自己又は第三者の担保に供してはならないものとします。

第 8 条（遅延損害金）

利用者は、支払期日を経過しても本サービスの利用に関連して当社に対して負う債務を支払わない場合には、各支払期日の翌日から完済の日に至るまで年 14.6% の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）による遅延損害金を支払うものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

第 9 条（契約期間）

利用契約の契約期間は、利用者が本約款に同意したうえで申し込み、当社が申し込みを承諾した日から、当社が電力会社から取得した見積を利用者に引き渡した日までとします。

第 10 条（秘密保持）

- 1. 利用者は、本サービス利用中はもとより本サービスの利用終了後においても、本サービ

- スに関連して取得した見積書その他当社及び電力会社が利用者に開示した一切の情報を第三者に漏洩または開示してはならないものとし、本サービスの利用の範囲内でのみ当社及び電力会社が開示した一切の情報を使用することができるものとします。
2. 当社は、利用者から取得した一切の情報を、見積依頼業務及び当社が別途定めるプライバシー・ポリシーの範囲内で使用できるものとします。

第11条（免責）

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の紛争、自然災害、停電・通信回線の事故、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由により、本約款の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、本サービスの目的との適合性、電力会社との契約条件、電力供給の安定性、料金制度の変更等につき一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき利用者が損害を被った場合でも、その損害が当社の故意または重過失により発生したものでない限り、一切の責任を負いません。
3. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより、第三者との間でトラブル・紛争等が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。

第12条（報告義務）

1. 利用者が、商号（屋号を含みます。）、代表者、住所、連絡先又は利用者が本サービスの利用のために当社に提出した情報等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 利用者が、前項に基づく連絡を怠ったことで連絡の不履行に基づき利用者に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第13条（通知）

1. 当社から利用者への通知は、書面の送付、電子メールその他電磁的方法による送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に本サービス利用者に到達したものとみなすものとし、電子メールその他電磁的方法による送信の場合は、当該電磁的方法による送信がされた時点で利用者に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で本利用者に到達したものとみなすものとします。
3. 利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第14条（利用者からの解約）

利用者は、利用契約を解約しようとする場合、利用者から当社へ解約の申し出をするものとし、当社と協議の上、当社所定の手続きを行うものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。
 - ①自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、過去（個人の場合は過去5年以内）に反社会的勢力でなかったこと。
 - ②自己の役員及び従業員が反社会的勢力でないこと。
 - ③自己への出資者、株主、その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力でないこと。
 - ④直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。
 - ⑤反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
 - ⑥反社会的勢力を利用しないこと。
2. 利用者は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証するものとします。
 - ①相手方又は第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的 requirement 行為
 - ②相手方又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③相手方に對し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ④偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ⑤前各号に準ずる行為
3. 利用者は、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報及び当社の報告に必要な協力をを行うものとします。
4. 当社は、利用者に前各項の規定のいずれかに違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、利用契約その他両者間で締結したすべての契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、利用者は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立てても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、利用者に対する損害賠償請求を妨げられないものとします。

第16条（契約の解除）

1. 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者に対する事前の通知なく本サービスの提供を停止又は利用契約を解除できるものとします。
 - ①本約款の規定のいずれかに違反したとき。
 - ②仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ③破産等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - ⑤資産、信用、支払能力等に重大な変更が生じたと当社が認めたとき。
 - ⑥反社会的勢力の構成員若しくは関係者であることが判明したとき。
 - ⑦当社からの連絡が不通となったとき。
 - ⑧法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、

若しくはそれらのおそれがあるとき。

- ⑨利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑩本サービスの利用にあたり利用者が虚偽の事項を記載したことが判明したとき、若しくはそのおそれがあるとき。
 - ⑪前各号に掲げる事項の他、利用者の責めに帰すべき事由により、当社又は電力会社の業務の遂行に支障をきたしたとき、又はきたすおそれが生じたとき。
 - ⑫本約款の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 利用者は、自己が前項各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならぬものとします。
 3. 第1項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは契約を解除したことにより利用者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第17条（損害賠償）

利用者は、自己が本約款の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第18条（本約款の変更）

1. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの手数料、本サービスの内容及びこれに付随するサービスの内容等、本約款を変更することができます。なお、本約款の変更は民法第548条の4の規定に従い変更するものとし、本約款が変更された場合には、以後、改定後の新約款を適用するものとします。
2. 変更後の約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社が効力発生時期として定めた時点より、効力を生じるものとします。

第19条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することができます。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第20条（債権の譲渡）

1. 当社は、当社が本約款に基づき利用者に対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、利用者はあるかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があり、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとします。
2. 前項の場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受

人を含みます。)は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々が利用者に対してプライバシーポリシーにおいて明らかにする目的により、料金の支払状況等その他本サービスの利用契約締結及び履行に関する事項について、相手方への提供または共同利用をすることができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

第 21 条 (存続条項)

利用契約終了後においても、本条、第 4 条、第 6 条から第 8 条まで、第 10 条、第 11 条、第 15 条第 3 項及び第 4 項、第 16 条第 2 項及び第 3 項、第 17 条、第 20 条、第 22 条から第 24 条までの規定は、有効に存続するものとします。

第 22 条 (法令遵守)

利用者は、本サービスの利用にあたり、関連する法令及び約款並びに本約款を遵守するものとします。

第 23 条 (信義誠実の原則)

本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第 24 条 (準拠法及び合意管轄)

本約款は、日本法により解釈され、本約款に起因・関連する一切の取引・行為等には日本法が適用されるものとし、本約款に起因・関連する一切の取引・行為等に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本約款は 2025 年 11 月 1 日より施行します。

2025 年 11 月 1 日 制定
株式会社パートナーリンク